

第 3 章

災害復旧・復興計画

第1節 復興体制

(全 部)

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。被災した地域の再建を速やかに実施するため、災害復旧・復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

1 本村における措置

(1) 復興本部の設置

本村において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、復興に向けた施策を全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長が判断した場合、復興本部を設置する。

(2) 復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

(3) 本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

(4) 災害復旧・復興計画等策定の体制づくり

村は、被災規模等により必要と認められるときは、できるだけ早い時期に災害復旧・復興計画策定のための体制を編成し、「災害復旧・復興計画」の速やかな公表を目指すものとする。

第2節 公共施設の災害復旧計画

(全部)

指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により責任を有する者は、それぞれが管理する公共施設について災害復旧を実施するものとする。

公共施設の災害復旧事業実施体制の確立等、復旧事業対策に際しての留意事項については、基本計画編第3章第1節「公共施設の災害復旧計画」に準ずる。

第3節 被災者の生活確保計画

(総務課・保健福祉課)

村は県及び防災関係機関と連携し、災害時の混乱状態を早期に解消し住民の生活の安定、社会経済活動の回復を図る。

被災者の生活確保対策、労働対策等については、基本計画編第3章第2節「被災者の生活確保計画」に準ずる。

第4節 被災中小企業の振興、農林漁業者への融資計画

(地域振興課)

被災した中小企業の再建を促進し、打撃を受けた農林漁業の生産力回復を図るため、村は県の指導のもとに、資金対策等に万全を期するよう努める。

具体的な計画については、基本計画編第3章第3節「被災中小企業の振興、農林漁業者への融資計画」に準ずる。

第5節 義援金の受入れ・配分等に関する計画

(財務会計室)

地震災害時には、多くの義援金の送付が予想される。このため、義援金の募集及び寄せられた義援金を公正・適正に被災者に配分するために体制を整える。

また、寄託を受けた義援金の配分を行う場合、住民・企業等の意志を適切かつ効果的に反映した配分計画を策定し、速やかな配分の実施に努める。

具体的な計画については、基本計画編第3章第4節「義援金の受入れ・配分等に関する計画」に準ずる。

第6節 激甚災害の指定に関する計画

(全部)

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるため、県の行う調査等に協力する。

具体的な計画については、基本計画編第3章第5節「激甚災害の指定に関する計画」に準ずる。

第7節 災害復旧・復興計画

(全部)

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

具体的な計画については、基本計画編第3章第6節「災害復旧・復興計画」に準ずる。

ただし、防災村づくりに当たっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

(1) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等基盤整備

- (2) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備によるライフラインの耐震化
- (3) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- (4) 耐震性貯水槽の設置等